

学会認定・アフエレーシスナース制度	
審議会会長	池田 和彦
副審議会会長	奥山 美樹
カリキュラム委員会委員長	藤原慎一郎
資格審査委員会委員長	奥山 美樹
施設委員会委員長	山本 晃士
試験委員会委員長	細野 晃
日本造血・免疫細胞療法学会	池田 和彦
日本骨髄バンク	奥山 美樹
日本赤十字社	細野 晃

【目的】

血液成分分離装置を用いたアフエレーシスは末梢血幹細胞、リンパ球、血小板等の採取で広く行われ、平成 22 年度には非血縁者ドナーからの末梢血幹細胞採取が保険適用となった。一方、アフエレーシスには危険を伴うことが知られており、安全性向上のために、従事する看護師にはアフエレーシスに関する正しい知識と的確な看護能力が求められる。アフエレーシスに精通し、安全なアフエレーシスに寄与することができる看護師の育成を目的として日本輸血・細胞治療学会は、学会認定・アフエレーシスナース制度を導入した。

【受験申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

- 1) 看護師とする。ただし、准看護師は不可とする。
- 2) 輸血治療を行っている病院の看護師または赤十字血液センターの看護師とする。
- 3) 看護師免許を取得し、申請締切り日（2026 年 8 月 30 日）において、通算 3 年以上の臨床経験（医療機関または血液センターでの業務経験）を有する。ただし、准看護師としての経験は除く。
- 4) 末梢血幹細胞採取と成分採血等を含むアフエレーシス看護業務経験が 1 年以上あること、およびアフエレーシス看護実施経験回数が通算 10 回以上あること。
- 5) 過去 3 年間に日本輸血・細胞治療学会、日本造血・免疫細胞療法学会、日本骨髄バンク、日本赤十字社の主催、又は共催した学会、講演会および研修会などへの参加があることが望ましい。
- 6) 受験申請にあたっては、病院勤務の場合、所属長（看護部長またはそれに代わる者）及び輸血責任医師それぞれの推薦書が必要である。赤十字血液センター勤務の場合、所長及び採血課長それぞれの推薦書が必要である。赤十字血液センター勤務の採血課長が受験者の場合、所長及び所長が推薦する責任者（技術部長、事務部長等）それぞれの推薦が必要である。

【受験申請手続き】

各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ (<https://yuketsu.jstmct.or.jp/>) からダウンロードし、記載後はその他の書類と共に学会認定・アフェレーシスナース制度係に送付する。

1. 申請に必要な書類

- 1) 学会認定・アフェレーシスナース受験申請書（様式1-1）、業績目録（様式2）、推薦書（様式3-1と様式3-2または様式3-3）、証明書貼付用台紙（様式4）。
 - ・ 推薦書（様式3-1と様式3-2または様式3-3）は、申請者本人および推薦者本人が自署、捺印する。
 - ・ アフェレーシス看護の経験年数と経験回数を証明できるもの（患者またはドナーの個人情報をもマスクした上で、申請者が看護を担当したことが分かるような採取記録や診療録などのコピー）。
 - ・ アフェレーシス看護の経験には申請時点から過去5年以内に限り、過去の職場での経験を含めても良い。その際には、病院勤務の場合、現在および過去の職場双方の所属長の推薦状（様式3-1を2通）ならびに現在の職場の輸血責任医師の推薦状（様式3-2）、計3通が必要である。赤十字血液センター勤務の場合、現在および過去の赤十字血液センター双方の所長の推薦状（様式3-1を2通）ならびに現在の職場の採血課長の推薦状（様式3-2、採血課長が受験者の場合には様式3-3）、計3通が必要である。
 - ・ 書類は保管の都合上、全てA4の大きさに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは拡大コピーする。
 - ・ 論文、著書、学会発表・参加がある場合は、業績目録（様式2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。学会や講習会の参加証明書は会が発行したネームカード、或は参加証の原本（出席者の氏名が記載されていること）を添付する。これらは「証明書貼付用台紙（様式4）」に貼付する（1枚の台紙に複数枚貼付可）。
 - ・ 単位数は別表（後記）に従い記載する。
 - ・ 様式に書ききれない場合には同用紙をコピーし次頁に追加する。
 - ・ 業績目録に該当するものがない場合、各項目の「無」に○を付ける。
 - ・ 学会認定・臨床輸血看護師登録証を有する場合はそのコピー。
 - ・ 学会認定・自己血輸血看護師登録証を有する場合はそのコピー。
 - ・ 看護師免許証のコピー。
- 2) 申請料(10,000円)（但し、「学会認定・臨床輸血看護師」と「学会認定・自己血輸血看護師」の何れか一方、あるいは両方の資格を取得済の場合は、申請料を5,000円とする）、講習料(10,000円)、受験料(10,000円)の計30,000円（または25,000円）を、郵便局備えの振込用紙で振込み、その受領証のコピー。

郵便振替：00150-3-750076

学会認定・アフェレーシスナース制度係

3) 写真2枚(1枚は本人用、1枚は事務局用)。サイズはおよそ6cm×6cmで、裏面に氏名、所属を明記する。撮影日は記入する必要はないが、半年以内で確実に本人と確認できるものとする。

<注意>

・参加証原本の返却を希望する場合には、申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。

4) 申請書類の綴じ方

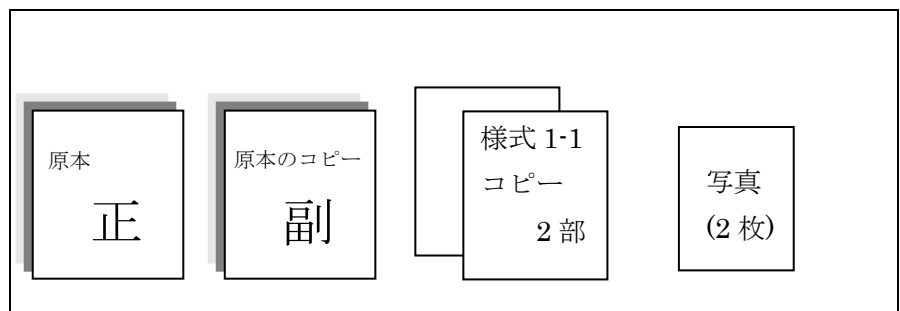
・原本は、様式1-1、2、3、4、看護師免許証のコピー、学会認定・臨床輸血看護師登録証のコピー、学会認定・自己血輸血看護師登録証のコピー、振込み受領証のコピーの順に綴じて「正」とし、その全頁をコピーし綴じたものを「副」とする。

・「正」「副」ともそれぞれ左上をステプラーで留める。

・さらに、様式1-1のコピーを1部添付する。

・写真はそのまま封筒に入れる。

申請書一式



5) 申請受付期間：2026年7月15日から8月31日まで(必着)

6) 申請書類送り先

(角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し、各自で書類到着の追跡を行えるレターパックライト、レターパックプラス、簡易書留または宅配便で送ること)

〒113-0033

東京都文京区本郷2-14-14

ユニテビル5階

日本輸血・細胞治療学会内

学会認定・アフェレーシスナース制度係

電話 03-5804-2611

【受験申請に伴う諸費用】

1) 受験申請に伴う費用(税込)は、申請料(10,000円、ただし、学会認定・臨床輸血看護師または自己血輸血看護師は5,000円)、講習料(10,000円)、試験料(10,000円)、登録料(5,000円)とする。

2) 初回は、申請料(10,000円または5,000円)、講習料(10,000円)、試験料(10,000円)、計30,000円(または25,000円)を、郵便局備えの振込用紙を用いて郵便振替で前納する。登録料(5,000円)は全ての認定の条件を満たした者が最後に納入する。

3) 資格審査で不合格となった場合は、講習料(10,000円)、試験料(10,000円)の計20,000円は返却される。資格審査に合格の後、研修や試験を辞退した場合は、返却されない。

【日 程】

2026年5月下旬	申請書類の学会ホームページからのダウンロードが可能
7月15日～8月31日	受験申請受付（新規申請）
10月中旬	受験資格を審査し、結果を受験申請者全員に通知する。 受験有資格者には講習会、筆記試験の日時などが連絡される。
11月21日午後	講習会
11月22日午前	筆記試験
12月	審議会での審議を経て、学会認定・アフェレーシスナース 制度審議会から認定される。

【試験会場・範囲・内容・合否基準・再受験など】

1. 講習会会場と試験会場

- ・（兵庫県神戸市三ノ宮駅近辺）
- ・講習会は試験日前日午後に試験会場で開催し、時間は概ね6時間（13時～19時の予定）とする。
- ・実技研修は行わない。

2. 試験範囲と内容

- ・試験は筆記とし、時間は概ね2時間とする。
- ・実技試験は行わない。
- ・試験範囲は「学会認定・アフェレーシスナース制度カリキュラム」による。
- ・試験問題の内容、正解などは試験終了後にも公表しない。

3. 合否基準

- ・試験終了後の合否判定会議にて合否を判定する。合否の目安は、筆記試験の点数の概ね6割とする。
- ・講習会欠席者の受験は認めず、不合格とする。

4. 試験不合格者の受験

1) 再受験資格

- ・認定試験不合格の場合、申請に必要な書類は新規受験年から3年間有効とする。
- ・筆記試験の再受験者も講習会への参加は必須とし、不参加者の再受験は認めない。

2) 再受験申請手続き

- ・3年以内に再受験する場合の申請書類は、①再受験申請書（様式1-2の原本とコピー1部）、②写真2枚、③講習料（10,000円）、および④試験料（10,000円）の郵便振替受領書のコピーだけでよい。
- ・①再受験申請書（様式1-2）は日本輸血・細胞治療学会のホームページからダウンロードする。
- ・事務処理上、再受験者も角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し各自で書類到着の追跡を行えるレターパックライト、レターパックプラス、簡易書留または、宅配便で送ること。
- ・再受験者の申請期間は、2026年7月15日～8月31日（必着）（予定）とする。

5. 試験欠席者の扱い

- ・試験欠席者は試験不合格者と同様の扱いとなる。

【認定登録】

- 1) 登録料として5,000円を納付しなければならない。
- 2) 認定登録の際は、日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
- 3) 日本輸血・細胞治療学会に未入会の場合、試験合格通知受領後2週間以内に入会手続きを行わなくてはならない。また、既に当学会の会員であるが年会費未納の場合、試験合格通知受領後2週間以内に年会費を払い込まなければならない。
- 4) 以上の条件を満たした者で、学会認定・アフェレーシスナース制度審議会が適格と認めた者に対し、審議会は認定証を発行する。

【認定登録の更新】

本制度は5年毎の更新制とし、下記の条件を満たす者とする。詳細は後に公示される「登録更新の案内」を参照のこと。

- 1) 下表により加算して30単位以上あるものとする。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会主催の学術総会、秋季シンポジウム、支部会例会への参加によるものでなければならない。
- 2) 更新時には、5年間継続して日本輸血・細胞治療学会の会員であることを必要とする。
- 3) 登録更新料として5,000円を納入する。

更新に必要な基準単位

学会参加

日本輸血・細胞治療学会総会 [#]	15
同上 秋季シンポジウム [#]	10
同上 支部会例会 [#]	5
日本血液事業学会総会	10
日本造血・免疫細胞療法学会総会	10
日本自己血輸血・周術期輸血学会学術総会	10
赤十字血液シンポジウム	5

研究発表*

原著（またはその他の）論文・著書（筆頭）	10
同上（共同）	5
著書（筆頭）	10
同上（共同）	5
学会発表（筆頭）	10
同上（共同）	5

講習会**、研修会**、合同輸血療法委員会等への参加

5

* 輸血または細胞治療に関連したものに限る。

** 日本輸血・細胞治療学会、日本造血・免疫細胞療法学会、日本骨髄バンク、日本赤十字社、合同輸血療法委員会が主催または共催したもので、輸血または細胞治療に関連したものに限る。

日本輸血・細胞治療学会主催の学術総会、秋季シンポジウム、支部会例会